

# 青森県の設立に係る公社等の設立・運営に関する基本指針

制 定 平成14年11月28日

最終改正 令和元年11月25日

## (目的)

第1条 この指針は、法令等に定めがあるもののほか、県の設立に係る公社等の設立及び運営についての基本指針を定めることにより、公社等の健全な運営と活性化を図り、もって県の行政施策の効率的かつ効果的な推進に資することを目的とする。

## (用語の意義)

第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公社等 県が出資又は出捐等（以下「出資等」という。）を行う法人（地方独立行政法人を除く。）で、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条による県職員の派遣が認められている法人、知事が理事長の任命又は指名を行う法人、知事が代表者に就任している法人並びに県が25%以上出資等している一般社団法人、一般財団法人及び株式会社をいう。
- (2) 所管部局長 青森県部等設置条例（昭和37年青森県条例第3号）により設置された部等の長、教育委員会教育長及び警察本部長をいう。

## (所管部局長の責務)

第3条 所管部局長は、所管する公社等について、次に掲げる事項に留意し、適切に指導等を行うものとする。

- (1) 設立 公社等の設立にあたり、目的、業務の性格、内容、需要見通し、長期的展望に立った財政負担、収支見込み、経営基盤、経営責任の明確化、必要性、既存の公社等の活用、民間活用、事業運営の効果、効率性等について検討、指導等を行うものとする。
- (2) 運営 公社等に対し、設立の趣旨の再確認、民間手法の運営方式の導入、組織の簡素効率化、役職員の人数及び報酬・給与の適正化等について常に見

直しの視点に立った運営を行うよう指導等を行うものとする。

特に県と関わりの深い公社等（公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条による県職員の派遣が認められている法人及び県が100%出資等している法人）に対しては、役職員の定年や報酬・給与について、経営状況及び職務の困難度等のほか県との権衡も勘案するなど慎重な運用を行うよう指導等を行うものとする。

なお、指導等に当たっては、公社等は独立した法人格を有する団体でありその業務や財政の責任は公社等自身が負わなければならないこと、このため県の指導等は公社等の経営に関与して公社等の業務や財政の責任を県も分担するものであってはならないことに留意するものとする。

- (3) 合併・統合 設立目的や事業内容が類似・同種の公社等が存在する場合、合併・統合を検討するものとする。
- (4) 廃止・縮小 次に掲げる公社等については廃止・縮小を検討するものとする。
  - ア 設立目的が達成された公社等及び設立目的の達成見込みがなくなった公社等
  - イ 経営状況が悪化し、将来の経営状況の改善が見込まれない公社等
  - ウ 設立当時と比較して経営環境が変化し、事業を推進する必要性が乏しくなった公社等
  - エ 設立当時と比較して経営環境が変化し、公共的な役割が乏しくなった公社等
  - オ 民間団体等で事業を行うことができるようになった公社等

- (5) 廃止・縮小の留意事項 公社等の廃止・縮小にあたっては、プロパー職員の処遇について適切な対応がなされるよう配慮するものとする。

（設立に際しての留意事項）

第4条 所管部局長は、公社等を設立しようとする場合、次に掲げる事項について特に留意し、設立趣意書に明記しなければならない。

- (1) 事業目的、業務の性格、事業内容が県として関与していくことについて適切なものであること。県の役割が明確であること。
- (2) 既設の公社等の業務の拡充や民間への委託によっては達成できない、真にやむを得ない必要性があること。

- (3) 一般社団法人、一般財団法人、株式会社など組織形態がその事業のために適切なものであること。
- (4) 事業の需要分析、長期的展望に立った関係者の財政負担、収支見込み、経営基盤などが十分検討され、現状に裏打ちされた確実性・具体性があること。
- (5) 出資・出捐の額・割合が県と関係者の間で適切であること。
- (6) 役員の構成や内部組織などの運営体制が適正であること。
- (7) 設立にあたっての基本的な事項について関係者で合意されていること。

(経営計画の見直し)

第5条 所管部局長は、常に公社等の運営状況を把握し、次に掲げる事項に留意して、公社等に対し経営計画書を策定させ、総務部長に提出するものとする。ただし、次条に規定する経営評価の対象とならない公社等については、経営計画書の総務部長への提出を要しないものとする。

- (1) 事業目的が計画的に遂行されているか。
- (2) 資産の運営状況を含め、経営状況が適切かつ健全であるか。
- (3) 組織の運営体制が適正であること。
- (4) 業務運営が効率的かつ効果的に進められていること。
- (5) 経営状況等の情報開示が適切になされているか。
- (6) 社会経済の進展に的確に対応し、事業を継続する意義を有するものであるか。

2 所管部局長は、毎年7月10日までに、公社等の運営状況に関する資料等を総務部長に提出しなければならない。

(公社等の経営評価)

第6条 公社等は、経営状況等について自己評価を行うとともに、所管部局長による評価（以下「経営評価」という。）を受けるものとする。

なお、経営評価に当たっては、民間有識者等からなる青森県公社等経営評価委員会（以下「公社等経営評価委員会」という。）による検証等を受けるものとする。

2 前項の経営評価の対象公社等及び公社等経営評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

3 所管部局長は、第1項の経営評価の結果に基づき、公社等に対し、適切な指

導助言を行うものとする。

(総務部長との協議)

第7条 所管部局長は、次に掲げる事項については、あらかじめ総務部長と協議しなければならない。

- (1) 県が主導的に公社等を設立する場合
- (2) 県が公社等の設立又は増資のため出資等を行う場合
- (3) 公社等が合併・統合又は解散する場合
- (4) 公社等が定款、寄附行為等について重要な内容の変更を行う場合
- (5) 公社等の運営に関し、特に重要と認められる改善指導を行う場合

(公社等経営評価委員会からの意見聴取)

第8条 総務部長は、公社等の設立又は運営指導等に関し、必要と認める場合は、公社等経営評価委員会に意見を求めることができる。

附 則

- 1 この指針は、平成14年11月28日から施行する。
- 2 青森県公社等総合調整会議設置要綱（平成9年3月6日施行）は廃止する。

附 則（平成15年3月27日改正）

この指針は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月26日改正）

この指針は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月26日改正）

この指針は、平成17年4月26日から施行する。

附 則（平成18年3月29日改正）

この指針は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月5日改正）

この指針は、平成20年12月5日から施行する。

附 則（平成26年3月27日改正）

この指針は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月14日改正）

この指針は、令和元年6月14日から施行する。

附 則（令和元年11月25日改正）

この指針は、令和元年11月25日から施行する。